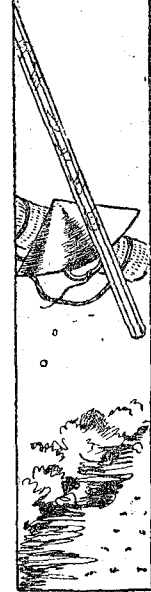


史料



中世の道路交通（四）

——路邊から展望せる中世の諸相——

渡部英三郎

三、旅人の種々相

何時の時代でも、路上を去來往還する旅人の姿は、社會構成の縮圖であり、時勢の動きの反映であつた、例へば江戸時代の路上に見受けた主なる旅行者は、武士や商人や宗教的旅行者の群などであつた（拙稿「江戸時代の」武士の旅行を代表するものは、參觀交代旅行であつたが、それは當

時の中央集權的武家政治を反映する。同じ武家支配の時代であつても、室町時代や鎌倉時代などに於いては、そうした大規模な然かも頻繁な武士集團の平和的旅行は見受けられなかつた。參觀交代制度といふ如き特殊な制度を樂むやうな、集權的な政治が發達してゐなかつたからである。江戸時代に商人の旅行が多かつたのは、貨幣經濟が、日本の社會に嘗つて見ざる程の發達を遂げ、商業が活潑に營まれ

てゐたからである。また季節により宗教的旅行者の群が、路上を埋めるほどに多かつたのは、尙宗教が有つ社會的支配力が大きく、それが當時に於ける交通の一般發達と聯關して世人の行樂的意圖と結び附く結果となつたからである。次にまた百姓はその生業の性質と、政治組織から受ける制扼とのために、從來旅行の機會を有つことが、商人など比較して遙かに少かつたに拘らず、江戸時代に至つて殊に元祿頃に至つて、急激に旅する者が増加したのは、貨幣經濟發達の影響を受けて、農村が貧窮化し、彼等をして商人や武家への奉公人に轉業せしめるに至つたからである。當時百姓が土の生活を離れて、江戸をはじめ都市へ集中する傾向が甚しく、土地經濟の上に立つ爲政者を憂ひしめたことは、萩生徂來の「政談」などを通じて明かに窺はれるのである。

斯様に、江戸時代の旅行者が、その時代の社會構成や、世の動きを反映してゐたやうに、鎌倉時代の路上に現はれるいろとり／＼の旅人等を通じて、我等は此時代の姿相の

一面を偲ぶことが出来るであらう。少くともその時代の面影を覗くべき一つの窓を路邊に見出し得るであらう。此時代が有つた宗教的な勞力とその雰圍氣については右に述べた通りであるが、それと照應して、旅行者の中に在つても、宗教的職掌を有つた人々やそれに類した人々は、比較的目立つた姿を路上に現はしてゐたものゝ如くである。前に屢々掲げた旅日記などの中にも、武人の姿や、商人の姿などは、明かには殆ど現はれてゐないに拘らず、僧侶や山伏や修行者(山伏などの類をいふであらう)などは、路邊近く漁撈にいそしむ漁夫や、農桑に勵げむ男女の百姓等と共に、屢々現はれて來るのである。

◎ 伏 山

宇津の山こゆるほどにしも、河闌利の見しりたる山伏行
きあひたり、夢にも人をなど、むかしをわざとまねびた
らむ心ちして、いとめづらかに、をかしくもあはれにも
やさしくもおほふ。(十六夜日記)

これは日記の記者、阿佛が既知の山伏であつたので特に

感情を昂めて書いたのであるかも知れないが、それにしても山伏は當時の目立つた、そして可なり一般的な旅行者であつたのである。「海道記」の記者がそれより五十餘年以前に旅した時、これも矢張り宇津山の峻しい路で行き合ひ「暫くうち休めば、修行者一兩客、繩床をばにたて、又休す」と記してゐるその「修行者」なども山伏に類するものであつたものと思はれる。義經が鎌倉の追捕の手を遁がれて奥州平泉(藤原秀衡の居城)へ落ち延びた時に一行數名が、山伏の姿に假裝して、嚴しい警戒の裡を旅したことは「吾妻鏡」が、

前伊豫守義顯(義經)、日東隱住所々、度々遁追捕使之害、
訖、遂經伊勢、美濃等國、赴奥州、是依恃陸奥守秀衡
入道權勢也、相具妻室男女、皆假委山伏並兒童等云々
と記してゐることによつても知られる。義經等主従が、諸國の守護地頭等によつて追捕の網の張られてゐる中を、遁れてくゞつて奥州へ下るのに、山伏の姿に假裝することを撰んだのは當時山伏が相當頻繁に往來し、路上に見慣れた

旅行者であつたからに相違ないであらう。義經主従の、殊に武藏坊辨慶の山伏姿は有名で後世、山伏の代表みたやうになつてゐるが、彼等一行の物語的な奥州下りは「義經記」によつて面白く物語られてゐる。例へば加賀の佳人、井上左衛門が、加賀國荒乳山の關所附近で、山伏姿の義經主従を見遁した話などもその一つだ。彼が五十餘騎を引率してその邊りを騎行してゐた時、前方から來た義經の一行と行き合つた。様子のたゞならぬを見て、義經が最早やこれまでと刀の柄に手を掛けながら、然し、遁れるだけは遁れて見んものと心構ひてゐる悲壯な姿を、それと認めながら、見遁して通り過ぎた井上左衛門が、その夜郎黨等を集めて、先刻行き交ひ參らせし山伏、誰とか見奉る。あれこそ、鎌倉殿の御舍弟、判官殿にてお在らず。鎌倉殿の不興を蒙られぬ日なくば、道路を修め、人馬を整ひて御迎ひ申さでは叶はぬ方、今日の御有様見るにつけても、あまりにいたはしく、事なく御通し申したぞ、先刻若し討ち奉らば千載までの悔を遺したことであらう。

と語つたので、家の子郎黨等は何れも主人の情深い心にとく感激した、といふのがこの話の筋であるが、これは、鎌倉の支配下に在りながら、義經の立場に同情を寄せてゐた豪族等の少くなかつた有様を示す物語であつて當時の義經が、浪々の身になつてからも、鎌倉當局から非常に忌憚せられてゐた原因の一つは此處にも在つたのだ。それは多くの諸將を支配してゐた鎌倉當局の、義經に對するあまりに酷薄な迫害を肯定し切れぬ氣持や、また無双の名將と謳はれた義經の、あまりにいたましき運命への憐愍の情などを反映せるものであつた。そしてこれは非常に複雑多面の性質を有つた鎌倉當局對義經の政治的關係を考へる上には、見落してはならない現象であつたのである。

それは兎も角、山伏が當時の路上を往來して路邊に宗教的色彩を添へてゐたことは、これ等の記述によつても知られるし、また他にも山伏に關する記事が文献に見出されることによつても明かである。

◎ 僧 侶

僧侶の旅する者も多かつた。それは西行などによつて代表されてゐるやうな、世を捨て、流れる雲や、四季の風月草木を伴に、生きる型の人々ばかりではなかつた。有力な寺院の主僧であつて、社會的な地位も高く、強い勢力を有つた僧等の旅行も屢々見受けられた。「十六夜日記」の記者が、東海道手越の宿で行き遭つたと記してゐる僧侶なども、そうした種類の者であつたと思はれる。

今夜は手越といふ所にとどまる。なにがしの僧正とかやの、のぼりとていと人しげし、やどりかねたりつれど、さすがに人のなき宿もありけり。(十六夜日記)

多數の従者などもあつたと見え、宿驛には人が繁く、宿りかねるほどであつたといふから斯うした僧侶の旅行が相當大がりのものであつた有様が窺はれよう。政治の實權が鎌倉に移つてからは、その地位を安固に保つがために、またはより有利に導くがために、その他政治的・儀禮的目的を以つて鎌倉へ旅した有力な僧侶も少くはなかつたであらう。隨つて殊に京畿、鎌倉間の街道には、こうした僧侶

の旅姿も珍らしくはなかつたことゝ思はれるのである。

何かの動機から時の権力に不満を抱いたり、人の世に無常を感じたりした武士などにも、出家する者が少くなかつた。例へば源平戦の荒武者、熊谷直實などもそうした一人であつた鎌倉の宿老岡崎義實も其一人であつた。(吾妻鏡に據る) 他にも多くの例が見出される。仁徳の聞え高きある執権の死んだときには悲しみのあまり出家する者が續出し、幕府をして家人の出家を停止せしむるといつたやうな事態が生じた。動機や目的は違ふが、執権北條時頼なども、僧形して諸國を行脚した一人であつたのだ。彼等は何處かに庵を結んで世を避け、心が傾けば身を墨染の衣に包んで、雲水の旅に出で足に任せて國々を旅行する人々であつたのである。主要な街道以外には、旅行者が少なく、野原を貫き、山根に添へ、田畝の間を走つてゐた寂しい道路の上に行く雲を眺め、風の言や虫の聲に耳を傾けながら、旅を續ける僧形の旅行者は、可なり多かつたのではあるまいかと思はれる。今日でも不詳のまゝに遣されてゐる「東關紀行」

や「海道記」の記者なども或はそうした人々であつたのではあるまいか。また「東關紀行」の記者が泊つた蒲原宿の旅館で部屋の障子に「旅衣すその庵のさむしろにつもるもしろきふじのしら雪」といふ歌が書かれてあるを見て「心ありける旅人のしわざにあるらん」と感嘆してゐるが、そうした旅人も恐らくは黒衣雲水の客であつたであらう。また、鎌倉時代に入る直前まで、奈良、京都を中心とする有力な寺院のために、兵力を形成してゐた僧兵のなれの果なども、路上を逞ましい姿でさまよつてゐた。最早や鎌倉覇權の下に屈服して了つた寺院に在つて、従來其處を根據として集團してゐた僧兵は、次第に存在の理由を失ひつゝあつたのだ。寺院から離れた山僧の中には、浪々の旅を續けて、鎌倉などへ入り込んでゐる者も少くなかつたものと見え、幕府は山僧の太刀を帯びて鎌倉市内を横行すること禁じたことなどもあつた。

斯様な斷片的な資料によつても想見せられる道路交通者の面影は、路邊に見られた寺院神社、堂塔、卒都婆、墓塚、

僧庵など、共に鎌倉時代に於ける宗教の社會的地位を反映するものであつて、斯る世相の路邊に於ける示現の一つであつたのである。

◎ 行 商 人 (人買商人も)

當時の旅日記の記者等は、何れも屢々道伴れを得て一日の旅程を進めたり、共に名所を眺めたり、旅宿に泊つたりした。また屢々道の前後に、馬や徒歩で道を行く人々を見た。「東關紀行」の記者は醒ヶ井の宿(近江)を通り過ぎるとき、陰暗い樹の下から流れ出す清水の邊りに涼を入れてゐる幾人かの旅人を見た。

陰くらき木の下のいはねより流れ出す清水、あまりに涼しきまでにすみわたりて、まことに身にしむばかりなり。餘熱いまだつきざるほどなれば(この日記の記者の旅したのは八月) 往還の旅人、多く立ち寄りてすゞみあへり。(東關紀行)

また舞澤の原を通る時にも幾人かの道伴れがあつたことは「うちつれたる旅人のかたるをきけば……」と記してゐることによつても知られる。また「十六夜日記」の記者も

近江の野洲川をわたつた時、

野洲川わたるほど、さき立ちゆく人のこま(駒)のあしおとばかり、さやかにて、霧いとふかし、
旅人はみなもるともに朝たちて

こまうちわたすやすの川霧

と記してゐるし、また天龍川(?)の渡船場の情景を記しては、

舟にのるに、西行がむかしも思ひ出でられて心慄そし。

くみあはせたる舟、たゞ一つにて、おほくの人の往き來に、さしかへるひまもなし。

と云つてゐる。「海道記」の記者にもその行旅中、度々旅の伴れがあつた。「道を同ふする者は、皆我を知らざる客也。語を親昵に契りて別れんとする」と云ひ、また「影を双べて行く道づれば、多くあれども、志は必ずしも同じからねば(下略)」

と觀じたりしてゐる。夜も已に明けゆけば、星の光は隠れて、宿立人の袖は、よそなる音によはられてしらぬ友にう

ちつれて出づ」と記してゐるのは同じ記者が、相容と共に早朝旅宿を出發した時の情景である。また蒲原の宿に泊つた次の日「原を立ちて遙かに行けば、前路に進み、先立賓は、馬に水飼ひて、後河にさがりぬ。後程にさがりたる己は、野に草敷きて、まだ來ぬ人を先にやる。」と記してゐるのも、旅の伴侶に就いてであらう。浮嶋原を過ぎて「叢あり、木樹あり、遙かに過行けば、人煙片に絶て又たつ。新樹程を隔て、隣互に外し。東行、西行の客は皆知音にあらず」と記してゐるのも幾人かの旅行者が彼の眼に映じたからであつた。

これ等の記述によつても窺はれるやうに、當時の道路上にも、いろいろの旅行者が動いてゐた。この旅行者達——旅日記の記者等——が途上で行き交ひ、同宿し、道伴れとなり、または湧き出する清泉の邊りに憩ふを見、渡舟場に舟を待合せてゐるのを見たといふ旅人等が如何なる身分の者であり、如何なる目的を以つて旅した人々であつたかは知る由もない。前に述べたやうな雲水墨客や山伏などもあ

つたらうし、武士の主命を帯びて旅してゐる者もあつたらう。莊園の莊官などの、貢物の輸送や其の他の用務を帯びて、莊園所在地と京畿地方との間を往來してゐる者もあつたであらう。然し、そうした人々ばかりであつたとは思はれない。旅人等の多くは、諸國の商人などであつたのであるまいか。當時まだ商業の發達が一般的でなかつたことは、前に宿驛の面影を記したところによつても明かである。然し京都、鎌倉の二大都市をはじめ、主要な港津や宿驛の中には商業的活動が漸く活潑になりつゝあつた（拙稿「中世末期港灣發達史物語と港灣掲載参照」。奥州の首府平泉などにも多くの商人が入り込んでゐた。商人等はその居住地に於いて活動するばかりではなく、遠い國々にまで往來して、活動の領域を擴めつゝあつたのである。殊に京都や鎌倉の商人などは、その華やかな商品を携へて地方の都市的聚落や莊官や長者の住む村邑にまで入り込んでゐた。京都と奥州の平泉地方との間にさへ、盛んに商人が往來してゐたのである。

義經が牛若丸の幼時、藤原秀衡を頼寄つて奥州へ下つた時、彼を伴つて安全に平泉まで送り届けたのも、京都の金賣り商人、吉次であつた。

奥州へ下る金商人、三條の吉次吉高とて、其頃有徳(有徳は富裕の者あり(中略)。これは都のものにて候が、毎年奥州へ金をあきなひに下り候なり(中略)……其體誠に美々敷しく、種々の寶を荷物にして二十四駄を先に立て、我が身は黒栗毛の馬に、覆輪の鞍置て乗りたりける(義經記)。

「義經記」は室町時代に書かれた大衆的讀物ともいふべきものであつて、その記述中には史實として受け容れ難い部分も少くない。然し右の商人に關する記述などは、必ずしも無稽なものとは思はれない。それは當時奥羽五十四郡に互り一大王國を形成し、源平の政争に、注意深い眼を注ぎながら富める領土を擁して、天下の大勢を靜觀してゐた秀衡の領内まで行つて、逞ましい營利心と巨富とを擁した京都商人が、京都文化の華を聚めた貴重な商品と、奥州の名

産として商人等の營利心をそつてゐた金とを交換してゐた有様を傳へるものと見るべきである。砂金の獲得を目的として多くの商人等が、奥州地方へ頻繁に往來したことは、種々の文献に現はれてゐるが、例へば文治三年四月、秀衡が公家から東大寺大佛の減金科の名目で、砂金三萬兩の貢獻を依頼された時、その背後に、當時義經の引渡し問題を挾んで險惡な對立の状態に在つた頼朝の動きを感じた秀衡が、貢金三萬兩は甚だ過分に存じ申す。廣定の先例も千兩に過ぎず、殊に近年商人等多く領内に入り込み、頻りに砂金を賣買致すの間、大略掘り盡してござれば、貢獻の儀は叶ひ申さず。但し求め得るに従へ途上仕る(玉葉に據る)。と答へてゐるなどによつても疑ない。然かもこれ等の商人は、商品を己れの背に負ふて歩き廻るやうな種類のものではなく、彼等の中には數十駄の貨物を、多くの駄馬と人夫とによつて運搬し、且つ恐らくは途上警護の者までも従へて、寧ろ隊商的形態の下に、數百里の陸路を往來する人々も少くなかつたのである。奥州と京都との商業的交通が旺

んであつたことは、一面平泉に於ける京都文化の著しい浸潤によつても知られる。平泉一圓を彩つてゐた文化の現はれは京都文化の模寫であり、縮圖でもあつたが、兩地方の間に頻繁な交通が行はれてゐたのでなければ、斯うした現象は在り得ない筈である。藤原氏が滅びて、奥羽一圓が鎌倉幕府の支配下に置かれてからは、奥羽地方の豪族等や幕府の家人等にして此地方を管領せる人々の、京都文化に対する欲求や憧憬はまた昔日の如くでなく、一方また京都商人の奥州に對する好奇的色彩に彩られた營利心も衰ひ、兩地方の間に於ける通商上の交通は、却つて衰微したものの、如く思はれる。然し奥州には依然として金の産出が續いてゐたから、この間を去來往還する商人等が全く無くなつた譯ではなかつた。随つて當時、東海道を騎馬などで往還してゐたらしい旅人等の中には、そうした商人などもあつたであらう。

鎌倉にも、商業が急激に發達してゐたからその商人等も諸國を往來したに相違なく、彼等も路上に受けられた旅人

等の中に在つたであらう。鎌倉に、頼朝の頼府成立以來、商業が急激に發達したことは、種々の文獻によつて窺はれるが、前にも述べたやうに、頼朝が自ら工事を監して北條時政以下の家人をして土石を運搬せしめ、鎌倉由比ヶ濱間の道路を改修した(前文参照)のは、當時諸國から運搬せられる貨物船が、由比ヶ濱附近の海岸へ着船したのでそれを鎌倉府内へ、陸路運搬するがためであつたし、後幕府の和賀江港を築港したのも、同じやうに、商業の發展に對應するためであつた。

また幕府が建長五年十一月、主要な商品の價格を次のやうに公定したのは、鎌倉府内に於ける商業の一般的な發達が、武士の經濟生活に影響して來たことを示すものである。

十一日市賣の直法を定めらる。其上押買の事は固く制禁せらる。小野澤左近太夫入道、内島左近太夫將監盛綱入道奉行す。薪・馬芻の直法の事。

炭一駄代百文、薪三十束(三把別)、萱木一駄(八束)、糠一

駄(俵一俵)、
一(代五十文)。

件の雜物近年高直法に過ぐ。商木に下知すべし。又和賀江の材木の事、近年不法の間、造作に用ひ難きにより、其寸法を定めらる(吾妻鏡)。

次いで翌建長六年には、この公定物價が廢止せられたが、これ等のことは、鎌倉府内に於ける商業の發達と、その武士の經濟生活に對する大きな影響とを想見せしめる。また鎌倉市内に於いて商賈の經營を許すべき地區を制限したり、店舗の附近に並べられた商品のために、交通上の障礙を來たしたものと見え、これに關し一種の道路取締規則が制定せられたりした(後文に觸れる) なども、同様に商業の發達を反映する。斯様に鎌倉が商業の中心地となると共に、利を追ふに敏き諸國の商人は、鎌倉府内に群れ集り、市を立てたり、店舗を開いたりして活動した。斯うした商人や手工業者などが群れ集つて街を成し、人家が小路を通じて山谷村里に至るまで續いた(横井氏「日」本商業史)と傳へられる。鎌倉幕府の盛時、遠く腰越片瀬の邊まで人家が並び續いてゐたといふがそれ等の多くは、斯うした商賈や工人の店舗が住

居であつたらう。

その頃、鎌倉の誂物として、京畿鎮西の地方から綾羅錦繡等の奢侈品をはじめ、諸國の名産が齎らされたといふが、斯うした事態は必然的に、商人の往來を頻繁ならしめたであらう。他の諸街道にも、行商人が往來したに相違ない。藤原氏の滅亡後、葛西清重は頼朝の命を受けてこの地方を鎮撫したが、彼は治民の術に長じ、各地に市を立て、交易の道を拓いといふから、奥州地方にも次第に商業が發達し、隨つて行商人の往來もあつたであらう。

「註」(1) 次所領内(清重の) 所領内) 立市、有御感、凡國中靜謐之由開食、神妙也云々(吾妻鏡)

幕府の中葉頃以後は、商業は益々發達し、その勢力が社會の表面に盛り上つて來た。延應年間頃、諸國の地頭中に山價や商人の類を以つて地頭代官に補するやうな現象が現はれ、幕府は次のやうに令してそれを禁制してゐるが、それなどは、商人が富の蓄積によつてその勢力を加へつゝあつたことを、同時にまた商業が益々發達してその代表的な

者が、當時の特權階層に屬する地頭等に接近しつゝあつたことを示すものである。

一、諸國地頭等以_三山僧並商人借上輩、補_二地頭代官_一事

右爲_レ貧_ニ當時之利潤_一、不_レ顧_ニ後日文煩費_一、以_ニ如此_一之

輩、補_二地頭代官_一之間、偏忘_ニ公物之備_一、只廻_ニ私用_一之

計、因_レ玆新儀之非法不_レ止_一(中略)然則以_ニ如此_一之輩、

補_二代官_一事、一切可_レ從_ニ停止_一之由、兼可_レ下_レ令_ニ加_三下知_一

給_ニ之狀依_レ仰、執達如_レ件(貞永式目新篇追加條々)

既に斯る事態が生じてゐたものとすれば、商業が可なり
の發達を遂げ、隨つてまた商人の路上往還も相當多かつた
ものと考ふべきであらう。

多くの行商人は、品物を背に負ひ、腰に小刀を帯びて傘
を携行し、往來した(横井氏「日
本商業史」)といふが路上にも、街道

筋の宿などにも、斯うした商人等の姿が見出されたであ
らう。

單に物品を賣買する商人ばかりではなく、恐ろしい人買
商人なども諸國を往來した。當時の世相を示すものと思は

れる謡曲などの中にも「人買船」の話が出てくるし、またこ
れも鎌倉幕府中期頃から制定せられた諸法令などにも、人
買ひ禁止に關する規定が實に頻繁に見出されるのである。

一、二の例を示すならば仁治元年の頃に於いてさへ、幕府は
一、人倫賣買事

右人勾引並賣買件(仲件)人之輩、可_レ被_レ召_ニ下關東_一、被

_レ賣_ニ之類者、隨_ニ見_一及_ニ可_レ被_レ於_ニ免其身_一也、且以_ニ此旨_一

可_レ觸_ニ路次關々(關口一)也(同上)

と令してゐる。即ち人間の賣買を業とする者は發見し次
第にそれを鎌倉に護送せしめると共に、賣られた者も見出
し次第に彼等の手から解き放すべきことを命じ同時にまた
この取締の方針を諸宿驛に觸れて嚴重に取締るべきことを
指令してゐるのである。それ以來も人身賣買に關する禁制
の觸書が頻繁に發せられてゐる(貞永式目追加條々)のを見
れば、この商賣は容易に根絶するに至らなかつたものと思
はれるのである。當時の旅日記に現はれて來る何者とも判
然としない旅人等の中には、恐らく斯うした商人も少くな

かつたことであらう。

◎ 武 士

藤原氏の勢威旺んなりし頃にも、地方の豪族にして京都へ伺候する者が少くなかつたであらう。藤原氏をはじめ權門勢家の陰にかくれて其私有地（庄園）を課税から免れしめる方法が一般的に行はれるやうになつてからは地方豪族と中央貴族との間には特殊な關係が成立して、兩者の間には種々の交渉が生じてゐたからである。殊に平氏の強權が全國に覇を制してからは、地方豪族と平氏との服屬的關係は一層緊密になり、彼等の多くは屢々上洛し長い間滞在して、平氏のために奉仕しなければならなかつた。「大番」の役目は彼等に負はされた最も重き負擔であり、また同時に彼等を上洛の途に就かせる主要な原因となつた。大番の役目が地方の武士にとつて如何に苦痛多き負擔であつたか、そしてまた彼等がその負擔の故に、如何なる旅をしたかは、次のやうな「承久記」の記述によつて窺はれる。

につぼん國の武士まがらは、むかしは三歳の大番とて、帝都を

守護する事、一期の大事と思ひ、家の子郎黨まではれら
か「はれらかしは」に出でたちてのぼるといへども、三歳
のさいき（京）に力盡き、國に下る時は、かちはだし
にて歸りしを、故右大將殿、これをあはれませ給ひ、三
歳を六月につゞめ、分に隨ひ、人のたつせるやうにしは
いし給へば、喜ぶこと限りなり。

これは承久の變に際し、上洛征途に就かんとする軍士に對して尼將軍源政子が、説示せるところであつた。諸國の武士（誠に關東武士）等が、大米舊の役を果すべし、一族郎黨を引具し、華やかにいでたちて上洛の途に就いた有様や、三年滞京の後歸國の際には、最早や財力盡きて、廢物を求めることさへ出來ず、慘めな旅をして歸還しなければならなかつた有様などが偲ばれよう。

斯様に、前時代にも、京都へ往來する諸國の武士等が少くなく、隨つて彼等の姿も途上に屢々見受けられたに相違ない。だが鎌倉幕府が成立して、全國の武士がその下に強力な統制を受けると共に、鎌倉と地方豪族の本據との政治

的關係は、従前よりも遙かに、緊密化して來た。隨つて鎌倉を中心とする諸國の武士の往來は、著く頻繁となり、道路交通の數量を増加する原因となつたに相違ない。勿論當時の豪族等は、江戸時代の參觀交代制度のやうな、整然とした制度によつて、定期的な集團的旅行を餘儀なくせられたのではない。然し彼等の多くは鎌倉に居宅を有ち、其處に滞在する期間が少くなかつたやうだ。彼等の、一族郎黨を引具しての鎌倉滞在が、急激に鎌倉の人々を増加せしめ、手工業や商業を其處に發達せしめる原因となつたことはいふまでもあるまい。既に斯様な事態となつては、彼等の本國在住間も、自然に鎌倉と彼等との間に頻繁に使者などが往來して、交通が旺んになつていつたことも容易に推察せられるであらう。

殊に京都と鎌倉との間には武士と貴族の往來が多くなつて來た。幕府の成立以前に在つては、政治の實權者は常に京都に居住してゐた(勿論平安朝以後)。隨つてそうした側に立つ人々が、遠路の旅をするやうな機會は殆どなかつた。然る

に頼朝が霸權を權立すると共に、鎌倉が政治の中心となり、然かも一方には京都が特殊な存在として、存續してゐた。

隨つて將軍自身が家人群を引率し、大規模な集團を成して(示威的意味をも)京都へ旅行する機會を生ずるに至つた。(多分に有つて)

京都貴族の、政治的または儀禮的目的を以つて、鎌倉へ旅行する者も多くなつた。後、源氏が滅びて、將軍を京都から迎へるやうになつてからは、斯様な傾向は益々加つてゆく一方であつた。京都鎌倉に武士や公卿の交流が多くなつて來たことは、三代將軍實朝の頃になつて、鎌倉に京都の文化が著しく流入して、將軍をはじめ家人の生活様相が非常に京都化したことによつても知られるし、また次のやうな法令などの中にも、その反映を見るべきである。

一、關東御領知行後家並子女事(弘安七年十一月廿一日 貞永式目追加條々)

右後家女子令在京之條、不_レ可_レ然之間、向後可_二停

止_二若猶背_三制法_一者、可_レ被_レ收_二公訴_一領一也

一、關東御家人、以_二雲客已上_一爲_二智君_一、讓_二所領於女子_一、

事(延應二年五月二十五日 貞永式目追加條々)

右於公事者、隨其分限、可被省充之由、先日雖被定置、自今以後、於相具雲客已上之女子者、不可讓與所領也

前者は、鎌倉の家人の後家や娘などの中(勿論鎌倉のみに居住してゐたのではない)に、郷里を離れ京都に居住する者が多くなつてゐたことを示すものである。夫の死後、尙鎌倉の知行を受けながら其遺族等にして、華やかな京都に定住する者が多くなつて來たので幕府はこれを禁制し、その禁制に違反する者から所領を沒收すべきことを規定したのである。そうした規定が設けられた動機は當時重大な社會的政治的問題として幕府に解決を迫りつゝあつた家人の所領喪失の傾向と密接な關係を有つものと考へられるが、あまり横道に外れる嫌があるのでその説明は他の機會に譲らなければならぬ。後者は鎌倉の家人が京都の公家に屬する者を掣とした場合に、掣夫婦に所領を讓ることを禁制した規定である。質素剛健な鎌倉武士にも、血統に對する憧憬は強かつたものと見え、そうした傾向が可なり一般的に現はれて來たの

でかゝる制令が制定せられたものと思はれる。幕府が家人に一定の所領を知行せしめるのは、有事の際立つて幕府の防衛に當らしめるがためであつた。然るに武事の嗜みもなきそうした人々に知行を與へて置くことは、幕府の立場からは一つの浪費と認められたに相違ない。この規定は、それ故に、間接に雲客の類を掣として迎ふることを禁止せしものと見るべきである。それは兎も角、かゝる現象は武士や公卿の道路を往還する者が多くなり、京都と鎌倉其他の地方との間に於ける特殊な人の交流が増加してゐたことを示すものでなければならぬ。

かくて、鎌倉時代に入ると共に、路上に於ける武士や貴族の姿は著しくその數を加へたものと思はれるのである。そして道路を去來往還する武士の旅行姿には最早や、「承久記」に現はれてゐるやうな、弊衣に裸足といふやうな、みすばらしい慘めな面影は見られなかつたであらう。彼等の旅姿はまだ質素であつたかも知れない。けれ共彼等の何處かに、自信と自尊の心を抱く者に特有な、底力に充ちた面

影が宿つて來てゐたであらう。彼等の變化して來た政治的社會的地位は、自然にそうした態度となつて反映を示してゐたに相違ない。彼等は最早や權門勢家の隸屬ではなく、まさに時代の主人公として登場してあつたのである。若し當時注意深い旅人があつて、彼等の姿相と態度に眼を注いだならば、そしてそれを前時代の武士のそれと比較する機會を有つたならば、二者の間にそうした著しい變化を見落さなかつたであらう。

◎ 百 姓

前に屢々引用して來た旅日記の記者等は農夫と推測せられる人々が市場に集聚して、姦ましく物品の交易をしてゐた有様や、桑園に桑を摘んでゐた有様や、田圃は田を打つてゐた有様などを傳へ記してゐるが、彼等らしきものの旅行姿に就いては殆ど記述してゐない。百姓にも全く旅行がなかつた譯では勿論あるまい。然し彼等には、少くとも遠路の旅をする機會は少なかつたであらう。彼等は上代以來、たゞ營々として土の上に働くべき運命を有つた。彼等の移

轉は浮動は忽ち收獲の減少となつて現はれなければならなかつた。隨つて國衛領に在つても庄園に在つても、彼等の移動は禁制せられて來たのである。そのことには、江戸時代などになつても本質的な變化はなかつたが、然し後代に在るに隨つて、商業が發達し、貨幣經濟の波が汎く農村にまで浸潤しつゝあつた。そして社會經濟の機構の上に大きな變化が齎らされつゝあつたから、農夫の生活にも著しく移動性が加つてゐた(挿稿「江戸時代」の道路を往く)。

上代から鎌倉時代の頃へかけて、農夫等が遠隔の地に向つて路上を往還する機會といへば、貢物を都へ運搬する場合がまたは國司の惡政に生活の根據を失ひ定住の地を捨てて他國へ流浪する場合等に過ぎなかつたのではあるまいか⁽¹⁾。[註] (1) 及 (2) は上代日本の道路交通上、重要な問題であるから、他日それに就いて語る機會があらば、物語るであらう。鎌倉幕府の政治は比較的農夫の生活を安定せしめた。墮つて大體に於いて彼等はそその業に安じ、奈良朝から平安朝末期へかけての頃、浮浪の民として諸國を漂流して歩い

てゐた百姓の群は次第にその姿を消しつゝあつた。然し此時代になつても百姓の郷里を離れて逃散する者がまだ根絶したのでなかつたことは「貞永式目」中「百姓逃散時稱逃毀令損亡事」などといふ規定があり、また「貞永式目追加條々」などにも同種の規定が見出されるのを見ても明かである。また「吾妻鏡」や「貞永式目追加條々」などに時たまは現はれて來る「惡黨」の中には、こうして郷土を離れて諸國を漂流してゐた百姓等の變身もあつたものと思はれる。

要するに此時代に於いても、百姓は國民の大多數を占めてゐたに拘らず、その旅行者は極めて少かつた。

然し運夫としては彼等も度々旅しなければならなかつた例へば、文治二年幕府は後白河法皇御灌頂の御用に供するため、米、絹等をはじめ種々の物を献上したが、其時米穀等の如き大きな重量を有つものは水路によつて運漕し、絹その他の品々は陸路によつて運送した。

法皇御灌頂用途等事、爲_二京進_一被_レ出_二解文_一(中略)於_二駿河上總兩國御米_一者、先日既米國之由所_二言上_一也、此外絹

布等、自_二陸路_一可_二相具_一云々(吾妻鏡)

この内水路によるものはいふまでもなく津浦の水夫等によつて漕運せられたであらうし、陸路によつて絹布その他の品には、恐らくは百姓中から徴發せられた人夫の手で運搬せられたことであらう。また奥州藤原氏なども屢々陸路によつて馬、金、絹絲等をはじめ領内に産出する産物を京都へ運び、朝廷に献上したことは、

泰衡京進貢馬貢金桑絲等、昨日着_二大磯驛_一可_二召留_一敷之由、義澄申_レ之、泰衡同_二意豫州_一(_{義經})之間、一品(朝)依_レ

令_二憤申_一給、度々被_レ尋下、去月又被_レ遣_二官使_一畢、就_レ之言上敷、然而其身雖_レ與_二反逆_一、有_レ限公物難_二抑留_一之由、被_レ仰出_二云々

とある「吾妻鏡」の記述をはじめ、種々の文献に見出されるが、それ等の産物の、陸路運搬に當つた者も恐らくは、領内の百姓等であつたらう。

百姓の旅姿は、斯種の役割を帯びた時以外には、あまり路上には見受けられなかつたであらうと思はれる。